

技能労務職員等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ、これに対応する民間従業員のデータ

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
御 浜 町	歳 49.0	7 人	314,114 円	356,947 円	343,056 円	—	—	—	—
内 清掃 作業員	歳 44.5	4 人	302,650 円	340,942 円	332,213 円	廃棄物処理 業従業員	歳 43.3	299,800 円	1.14
内 自動 車運転手	歳 54.5	2 人	354,900 円	391,127 円	372,975 円	自家用乗用 自動車運転手	歳 50.4	301,700 円	1.30
内 その 他労務職	歳 52.8	1 人	278,400 円	352,606 円	326,590 円	—	—	—	—
三 重 県	歳 46.0	430 人	347,161 円	396,977 円	371,137 円	—	—	—	—
国	歳 48.8	人 5,193	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	歳 48.8	12 人	285,052 円	306,934 円	297,898 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
御 浜 町	—	—	—
内 清掃 作業員	5,607,625 円	4,192,600 円	1.33
内 自動 車運転手	6,495,863 円	4,231,500 円	1.54
内 その 他労務職	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- ※ 「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ (平成19年4月1日現在)

①清掃作業員

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
職員数						1	2				1		4

②自動車運転手

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
職員数										1	1		2

③その他労務職

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
職員数										1			1

(3) その他給与に関する事項 (給料表、手当、昇給基準等) 等

①給料表について

国の行政職給料表 (二) 適用

②各種手当

一般職員に同じ (御浜町人事行政の運営等の状況 参照)

③昇給基準 毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給 (55歳を超える場合は2号給)

ただし、平成22年1月までは3号給 (55歳を超える場合は1号給) を標準として昇給

2. 基本的な考え方

(1) 原則として、退職による技能労務職員の補充はしません。住民サービスの維持に留意し、業務の民間委託や臨時職員等を活用します。

3. 具体的な取組内容

(1) 給与について

現在、国に準拠した取扱いとなっております、見直しは考えていません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

(2) 諸手当について

既に手当が見直しが行われており、現在のところ見直す予定はありません。

(3) 昇給のあり方について

技能労務職員だけでなく、一般行政職員についても、人事評価制度の導入を検討していきます。